

利用料金表

●介護保険負担分

※負担額は介護保険負担割合証に示される割合算出されます。一割負担の方は以下のようになります。

介護給付				
身体介護		生活援助		身体・生活
20分未満	167単位	/		身体の介護と生活の援助を行います。
20分以上 30分未満	250単位			
30分以上 1時間未満	396単位	45分以上	224単位	
1時間以降30分増す毎に 84単位単位追加		/		
入浴・排泄や食事等の 介護をします。		調理・洗濯・清掃等の 家事をします。		
※上記単位数に特定事業所加算（Ⅱ）10%が加算されます。				
初回加算	サービス提供責任者が初回訪問または同行した 場合		200単位/月	
緊急時訪問 介護加算	緊急時、居宅サービス計画にないサービス を行った場合		100単位/回	
同一建物減算	事業所と同一敷地又は隣接する建物の場合		▲10%～15%	
キャンセル料	ご利用中止の連絡がない場合		100%	

*介護職員処遇改善加算として上記の合計金額の13.7%が上乗せされます。

*介護職員等特定処遇改善加算として上記の合計金額の6.3%が上乗せされます。

*土浦市の訪問介護利用単価は1単位=10.42円になります。

*各種加算については、職員の体制、利用者様の状況等により内容が変更になります。

*コロナウィルス感染症に対応する特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せされます。（令和3年9月末まで）

第一号訪問事業		
訪問型サービス (介護予防訪問 介護相当) 「土浦市」	要支援1・2・事業対象者 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	1,176単位/月
	要支援1・2・事業対象者	268単位/回 月5回以上の限度額は 1,176単位
	要支援1・2・事業対象者 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	2,349単位/月
	要支援1・2・事業対象者	272単位/回 月9回以上の限度額は 2,349単位
	要支援2・事業対象者 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要 とされた方	3,727単位/月
	要支援2・事業対象者	287単位/回 月13回以上の限度額は 3,727単位
初回加算	所定の要件を満たす初回月訪問に対する評価	200単位/初月のみ

*介護職員処遇改善加算として上記の合計金額の13.7%が上乗せされます。

*介護職員等特定処遇改善加算として上記の合計金額の6.3%が上乗せされます。

*土浦市の訪問介護利用単価は1単位=10.42円になります。

*コロナウィルス感染症に対応する特例的な評価として基本報酬に0.1%上乗せされます。(令和3年9月末まで)